

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	今在家 (今在家町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

農業法人等はなく、大半の土地は他町の農業法人等が耕作を担っている。また、個人で管理されている農地についても、自己保全管理の農地がある。作物としては水稲を中心に、農業法人については麦、大豆、野菜(キャベツ、大根)等を栽培している。個人耕作者については後継者がいない状況。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

将来については、集落の農地を近隣集落の農業法人に集積していく。作物については水稲を中心に、麦大豆野菜を耕作していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
集積が進んでいる部分もあり、今後も離農者が出た場合は近隣集落の農業法人に農地を集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
すでに活用している。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路、農道の維持管理を最低限行っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内外から新規就農の希望があった場合は、市やJAと連携し、定着に向けて支援を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が図れる場合は業務委託も検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
③直進アシスト田植え機など活用し、作業の効率化を図っていく。				